

## 1 はじめに

### 1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に制定された。

### 2) 取組の経緯

- |             |  |
|-------------|--|
| 平成 17 年     | WHO から「WHO Global Influenza Prepandemic Plan」の公表 |
|             | 厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定                        |
|             | 「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」策定<br>(平成 21 年度改定)           |
| 平成 22 年     | 「安来市新型インフルエンザ行動計画」策定                             |
| 平成 24 年 5 月 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定                             |